

上田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

財政部財産活用課
総務部行政管理課

第1 総則

1 概要

ネーミングライツは、市有財産を活用するためのものですが、対象となる公共施設等の運用目的に支障を生じさせない方法で実施されるとともに、施設・イベント等の公共性も損なわないようにしなければなりません。

本ガイドラインは、ネーミングライツの導入を行う施設所管課が、市有財産を活用し、適正な運用を図るため、制度の内容と基本的な取扱いをまとめたものです。

2 定義

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品のブランド名などを付与するもので、いわゆる「命名権」と呼ばれていますが、ここで定義するネーミングライツは、市が民間事業者等との契約により、市が所有する施設に対し、民間事業者等に一定期間「命名する権利」を譲渡し、市がその対価として契約料等を得て、施設の維持管理・運営等に役立てることを目的とする制度です。

ただし、この契約により、民間事業者等が、施設の所有権や運営権等、命名権以外の権利を取得するものではありません。

このガイドラインでは、市とネーミングライツ制度による契約を締結し、命名権を取得したスポンサーとなる民間事業者等を「ネーミングライツパートナー」と称することとします。

第2 ネーミングライツの導入

1 目的

ネーミングライツを導入することで、市の新たな自主財源を確保し、施設の良い管理運営を維持するとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により施設の知名度を高めるだけでなく、施設を積極的に活用することで、その施設がもつ魅力を再認識し、併せて、地域経済活動の活性化に役立てることを目的とします。

なお、ネーミングライツを導入することで、市の施設には、「条例上の名称」とは異なる「新たな名称（以下、「愛称」とします。）」が付され、市が得ることになる契約料等は、原則として、契約が締結された施設の整備や管理運営等の費用に活用されることとなります。

2 導入対象施設

(1) 対象施設

対象施設は、不特定多数の市民が利用し広告効果が見込まれる施設や、愛称を使用

することにより利用者の増加や有効活用が期待される施設とし、施設の一部分や、付随する設備・工作物を対象とすることも可能とします。

(2) 対象外施設

それぞれの施設の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を付与することが適当ではないと判断される次に該当する施設は対象外とします。

①庁舎、学校、保育所、公民館、病院、史跡・文化財等、導入することで行政の公平性や中立性を損なうとの誤解を受ける恐れがある施設。

②施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと市が判断するもの。

(3) 指定管理施設等

指定管理施設や本市以外に施設等に対して所有等の権利がある施設への導入は、指定管理者や所有等の権利者と協議を行い、書面（様式任意）による同意を得て行うこととします。

なお、指定管理施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑みながら、指定管理者の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとします。

①契約期間

指定管理期間とネーミングライツ事業の契約期間の終期を合わせるなど、適切な期間設定を行うものとします。

②競合への配慮

指定管理者以外の事業者からの提案については、当該事業者の事業内容及び提案内容が、現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないこととします。

③選定における考慮

公募における審査基準において、必要に応じて、現指定管理者であるか否かを考慮した配点を行うこととします。また、指定管理者の公募の際にネーミングライツの提案募集も行う場合には、指定管理者候補者として選定された事業者をネーミングライツ事業に係る優先交渉権者として選定することができるものとします。

④費用負担の考え方

現指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る経費とみなさないものとします。

⑤協定書等の変更

ネーミングライツの導入に伴い、市は現指定管理者と協議を行い、必要に応じて、指定管理業務に係る協定書等に必要事項を追記するなどして、疑義が生じないようにすることとします。

3 導入形式

ネーミングライツ制度を導入する形式は、次の2つとします。

(1) 施設特定型

施設所管課等が施設を特定し、ネーミングライツパートナーを募集する方法です。

(2) 提案募集型

民間事業者等から施設を指定してネーミングライツ導入の提案があった場合の方法です。

4 導入までの基本的な流れ

「施設特定型」におけるネーミングライツの導入の可否及び募集要項、選定基準等の決定については、選定委員会（6 ページ第4（1）参照）による対象施設の選定及び導入条件の決定（施設の特性等を考慮した募集要項の作成等）後、部長会議で協議し、以後の導入までの事務を進めます。

また、「提案募集型」で応募があった案件については、選定委員会により、対象となる施設かどうかを確認し、提案に対する取扱いを決定のうえ応募者にその結果を通知しますが、応募があった案件について、「施設特定型」での実施が適当と判断したときは、「提案募集型」としては受け付けず、「施設特定型」として改めて募集します。

なお、「提案募集型」で、対象施設として適合のうえ提案受付と判断された場合は、「施設特定型」のネーミングライツパートナー募集後からの手続きに準じたものとなります。

手続きに係るイメージは、「ネーミングライツ導入手続きの基本フロー図(9 ページ)」を参考としてください。

(1) 施設特定型

- ①選定委員会による対象施設の選定
- ②選定委員会による導入条件の決定（施設の特性等を考慮した募集要項の作成等）
- ③部長会議において導入の可否及び募集要項の決定等について協議
- ④ネーミングライツパートナーの募集
※対象施設の性格等によっては非公募となる場合があります。
- ⑤選定委員会による応募内容の審査
- ⑥部長会議において選定委員会による審査結果について協議
- ⑦優先交渉者の決定
- ⑧ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑨愛称の使用開始

(2) 提案募集型

- ①提案の受付
- ②選定委員会による対象施設の適合についての確認
- ③提案に対する取扱いの決定
※結果については応募者へ通知
- ④提案受付と判断された場合は（1）施設特定型⑤～⑨に準じた手続き

5 導入条件の決定（施設の特性等を考慮した募集要項の作成等）

募集要項は、施設の特性を考慮し、ネーミングライツ導入後の管理運営に支障をきたすことがないようにするとともに、導入条件は必要最小限に設定して作成します。

6 契約料等

(1) 施設特定型

契約料については、対象となる施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約料などを勘案し、施設ごとに設定します。

ただし、これはあくまで目安となる金額であり、設定金額を下回る応募も可能です。

(2) 提案募集型

提案いただいた施設ごとに、選定委員会において(1)に準じて提案された応募金額等が妥当か判断します。

なお、提案募集型の場合、ネーミングライツの対価は施設自体を対象とした契約料(金銭)以外にも、維持管理等に係る資材の提供や、清掃などの役務(サービス)の提供などを対象とすることも可能とします。

第3 ネーミングライツパートナーの募集

1 応募条件

(1) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上とし、施設の規模や特性に応じて決定します。

ただし、指定管理者制度導入施設については、契約期間を考慮することがあります。

なお、契約期間内は利用者等の混乱を避けるため、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。変更事由が発生した場合は、市と協議を行います。

(2) 応募資格

ネーミングライツに応募可能な民間事業者等は、法人格を有する団体とします。

さらに、資金面を含め、責任をもって安定的にネーミングライツパートナーを継続できる団体であって、次の条件に該当しない者を対象とします。

- ① 法令等に違反しているもの
 - ② 市税を滞納しているもの
 - ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
 - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中のもの
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定されるもの
 - ⑥ 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員等であるもの
 - ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの
- なお、指定管理者制度導入施設で、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合、または施設の性格等により市が応募対象を制限することが必要と判断される場合は、募集要項にてその旨を明示します。

(3) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものであって、次の条件に該当しないものとします。

- ① 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑦ 個人名を冠したもの
- ⑧ その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

また、契約期間内における愛称の変更はできません。なお、この愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

なお、愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(4) 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとします。

区分	費用負担	備考
敷地内の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
敷地外の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	契約締結後作成分

※表示の変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※看板、標識等の新設については、別途協議します。

2 募集方法等

(1) 募集方法

「施設特定型」では、ネーミングライツパートナーの募集は原則として公募とし、対象となる施設ごとに、募集要項を作成します。

作成した募集要項は、広報うえだや市のホームページに掲載する等、幅広く周知します。

「提案募集型」では、随時募集し、応募の都度、事業化への可能性の検討を行います。

(2) 募集期間

「施設特定型」では、原則として、30日間以上の募集期間を設定します。

「提案募集型」は、随時応募を受け付けます。

(3) 応募がなかった場合

「施設特定型」で募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

第4 ネーミングライツパートナーの選定方法等

審査・決定

審査・決定の手続きは、次の通りです。

(1) 選定委員会の設置

導入の可否や募集要項の協議、及び採否等に係る審査のため、募集施設ごとに選定委員会を設置します。採否等に係る審査の際は、応募提案書を審査し、必要に応じて、応募された民間事業者等にヒアリングを行います。選定委員会は、施設所管部長を委員長とする会議（各部内で開催される検討会議等）として開催します。

なお、この場合、必要に応じて助言者の出席を求めることができますものとします。

(2) 部長会議による協議

「施設特定型」におけるネーミングライツの導入の可否及び募集要項、選定基準等の決定、及び上記(1)の選定委員会における審査結果については、部長会議において協議します。

なお、「提案募集型」における選定委員会の審査結果についても、部長会議において協議します。

(3) 選定基準

選定委員会の審査は、次に挙げる項目を参考に、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。

「施設特定型」の場合は、応募者が1者のみの場合も、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査した上で優先交渉者(※)を決定し、「提案募集型」の場合は、選定委員会において提案内容の採否についての審査を行います。

(※) 優先交渉者とは

応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格性が最もある者、かつ市が最も有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者より優先的に市と契約に係る交渉ができる者。

なお、審査方法等は別紙1のとおりです。

(審査項目及び配点の例)

【施設特定型選定基準】

審査区分	審査項目	審査のポイント	配点
応募者の状況	経営の安定性	決算報告書等による財務の健全性の確認	10
	社会貢献等	社会貢献等に係る理念、実績、計画等の確認	20
	地域性等	事業所の所在、市事業等への貢献実績の確認	10
応募内容	応募金額	応募金額の妥当性	40
	契約期間	契約期間の妥当性	10
	愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ 施設のイメージや設置目的との整合等	10
合 計 点 数			100

【提案募集型選定基準】

審査区分	審査項目	審査のポイント	配点
応募者の状況	経営の安定性	決算報告書等による財務の健全性の確認	10
	社会貢献等	社会貢献等に係る理念、実績、計画等の確認	20
	地域性等	事業所の所在、市事業等への貢献実績の確認	10
応募内容	提案内容	利用者サービスの向上や、施設の魅力向上につながる附帯的な提案内容の確認	20
	提案金額	提案金額の妥当性	20
	契約期間	契約期間の妥当性	10
	愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ 施設のイメージや設置目的との整合等	10
合 計 点 数			100

(4) ネーミングライツパートナーの決定及び公表

市は、優先交渉者（「施設特定型」の場合）若しくは提案採用者（「提案募集型」の場合）と契約内容について協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

ネーミングライツパートナーが決定した場合は、広報うえだや市のホームページ等を通じて、ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、次回の契約の際に優先的に交渉することができるとしますが、その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。ただし、競合する可能性がある施設については、公募とすることがあります。

第5 契約料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業や、維持及び管理費等の財源とします。

第6 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが第3-1（2）の「応募資格」を喪失、又は喪失することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合には、市は契約満了を待たず契約を解除することがあります。この場合、看板、標識等の原状回復等、契約解除に伴い必要となる費用については、ネーミングライツパートナー側の負担とします。

また、契約満了前であっても、すでに払い込まれた契約料については返金しません。

第7 ガイドラインの適用時期等

このガイドラインは、令和5年（2023年）4月1日から施行します。

なお本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しすることとします。

また、本ガイドラインに規定する命名権に類するもので、本ガイドラインにより難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

・令和7年（2025年）6月1日 一部改訂。（指定管理者制度導入施設の留意事項）

ネーミングライツ導入手続きの基本フロー図

